

福山市一般介護予防事業（健康教室）について実施する事業者を、次のとおり公募により募集をすることとしましたので、公告します。

2026年（令和8年）3月5日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

- (1) 業務名称：福山市一般介護予防事業（健康教室）
- (2) 業務場所：福山市交流館等市が指定する場所
- (3) 業務内容：「福山市一般介護予防事業（健康教室）実施要綱」及び「2026年度（令和8年度）福山市一般介護予防事業（健康教室）仕様書」による。
- (4) 業務履行期間：契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 委託費

委託費（予算上限）は次のとおりとする。

- (1) 運動教室の委託料は、1回あたり22,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とし、委託料の支払いは実施報告書兼完了通知書に基づき1月ごとの実績払いとする。
- (2) 口腔教室の委託料は、1回あたり18,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とし、委託料の支払いは実施報告書兼完了通知書に基づき1月ごとの実績払いとする。

ただし、事業実施にあたり言語聴覚士又は歯科衛生士の資格を有する者が2名以上従事した場合に限り、その時の委託料の額は1回あたり22,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とする。

- (3) 栄養教室の委託料は、1回あたり18,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とし、委託料の支払いは実施報告書兼完了通知書に基づき1月ごとの実績払いとする。

ただし、事業実施にあたり管理栄養士の資格を有する者が2名以上従事した場合に限り、その時の委託料の額は1回あたり22,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とする。

- (4) (1) の委託料について、走島町において事業を行った場合は別に1回の往復につき4,920円を加算するものとする
- (5) 追加プログラムの委託料は、1回あたり30,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とし、委託料の支払いは実施報告書兼完了通知書に基づき1月ごとの実績払いとする。

- (6) 事業の開催の予定を記載したチラシを作成した場合は、チラシ等作成報告書兼完了通知書に基づき1枚につき実費相当分を計上し、年度末に1年分を支払うものとする。ただし、チラシ代の加算は、会場の申告を勘案して市が認めた必要部数を上限とする。なお、各会場の必要部数の案はスケジュール表へ記載しているが、現在各会場へ確認中のため確定後ホームページ上へ掲載することとする。
- (7) 事業実施にあたり参加者へ問診票を配布した場合は、チラシ等作成報告書兼完了通知書に基づき1枚につき実費相当分を計上し、年度末に1年分を支払うものとする。ただし、問診票代の加算は、実施報告書兼完了通知書に基づく参加者人数の実績数を上限とする。
- (8) 追加プログラムには、(6)の加算は適用しない。ただし、(4)(7)の加算は適用する。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 本市に事業所等を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に規定しない者であること。

4 評価基準及び評価項目

福山市一般介護予防事業（健康教室）評価基準に定めるところによる。

なお、最低採択の合計点数は、60点とする。また、評価の合計点が同点になった場合は、抽選のうえ選定する。

5 受託エリアの特定

同一エリアに複数応募があった場合は、福山市一般介護予防事業（健康教室）評価委員会における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 受託候補者の特定

福山市一般介護予防事業（健康教室）評価委員会における、受託エリア毎に評価が

最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

7 参加申込の手續等

(1) 担当部局

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話：(084) 928-1189、ファクシミリ：(084) 928-7811

Eメール：koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

2026年(令和8年)	
公告日	応募書類の提出に関する質問書(任意様式)の受付開始
3月13日(金)	質問受付終了(午後5時まで)
3月17日(火)	質問に対する回答 (回答は、適宜福山市ホームページに掲載します。)
3月23日(月)	応募書類の提出締切(午後5時までに必着)
4月8日(水)(予定)	評価・選定結果の通知(受託事業者の候補者)

(3) 実施要領(募集要項)等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から2026年(令和8年)3月23日(月)まで

イ 配付場所

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

※ 福山市ホームページからもダウンロード可

8 応募の審査及び対応

(1) 審査及び結果の通知

2026年(令和8年)4月8日(水)に応募者全員に選定結果を郵送等により通知することとする(予定)。なお、結果通知は、受託事業者の候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受託事業者として決定したものではないため、通知後は福山市(担当部署)と候補者において契約締結に向けた協議を行うこととする。

また、審査後の結果通知後に契約を辞退する場合は、応募エリア内の全会場を辞退するものとし、一部の会場の辞退は認めないものとする。

(2) 契約の締結

本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受託候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。また、契約締結後、受託事業者は速やかな事業開始となるよう着手することとする。

9 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

10 その他

詳細は、福山市一般介護予防事業（健康教室）に関するプロポーザル実施要領の定めるところとする。